

荷役集中監視制御設備 規則

規
則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 40 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2020 年 6 月 30 日 規則 第 40 号
荷役集中監視制御設備規則の一部を改正する規則

「荷役集中監視制御設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.1 一 般

2.1.2 検 査 の 時 期

(2)を次のように改める。

(2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。

((a)から(c)は省略)

(d) 不定期検査は、登録を受けた設備が、~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって~~
船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、
かつ、 本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

附 則

1. この規則は、2020 年 6 月 30 日から施行する。